

なり。又香林坊橋と稱するは、そのかみ高野山の宿坊に光林坊といへるありて、此の小橋の邊に居住す。故に世俗呼んで光林坊の橋と呼べり。今も此の橋の南側に香林坊某とて、其の末裔の町家あり。國君の諱を避けて、今は香林坊と字を換へしといへり。平次按ずるに、拾纂名言記に、昔は犀川二瀬に流れ、一瀬は香林坊際の小橋の下を流れ、其の流深く船など入りたり。と見ねたり。此の橋は今倉月用水川の橋と成り、従前は六間なりしを、廢藩の後橋際を築き出し、橋を縮め四間となし、土橋となしたり。

○犀川小橋天神舊地

古寺町小橋天神縁起に云ふ。當社尊影。厥初鎮座河北郡吉倉邑。前社僧道安隨託宣之告。而勸請本府河原町小橋之側。此時此地民居未滿十室。實僻陋寂寞之境也。然安造建社壇。結構殿舍。莊嚴甚盛。世人稱小橋天神云々と。また同神社別來由書にも、往昔加州河北郡吉倉云所鎮座之處。依託宣乃勸請川原町小橋之爪。民屋未滿十軒之時。道安社殿建立。俗呼崇小橋天神。とありて、此の頃の社地は今の香林坊橋の高、石浦町入口なる大神宮の地是なりといひ傳へ

たり。元祿三年の由來書に、四代以前道安靈夢を蒙り、香林坊小橋々爪河原に奉遷處、其の頃近郷は河原にて、僅かに家居十軒許有之處、追々家數相増申候付、春秋祭禮之儀式を成したり。とあり。右犀川小橋の爪に社殿を造立せしは、慶長二年なりともいへり。貞享二年の由來書には、其の先き犀川野町神明之向に鎮座之處、大坂陣之時御城御方社參有之、御立願之祈禱被仰付。利常卿目度御歸陣に付、淺野將監、石川茂平兩人を以て、御報賽之御神事被仰付。慶長十九年に河原町小橋爪へ社地移轉被仰付、社殿造營之處、寛永十三年金澤町割被仰付、町筋に相成るに付、古寺町今之宮地へ再轉被仰付。と載せたり。兩傳説いづれか是ならん。扱犀川小橋の名は、前顯拾纂名言記等に載せたる傳説の如く、犀川二瀬に分れ、兩橋を架けたりし故、大橋と小橋とは呼べり。元和九年十一月廿七日利光卿印書に、元和九年分才川小橋々下木町地子銀の事を載せ給へり。されば此の時代犀川小橋と稱せし事知るべし。

○香林坊橋占傳話

拾纂名言記に、萬治元年江戸天守臺御普請および中將様御

婚禮相濟むに付、利常様九月十一日江戸御發駕にて、同廿三日小松へ被爲入、御機嫌被爲替御事なく、御用共毎日毎夜被聞召上處に、十月十一日の夜御膳も上り、亥子の御祝餅も被召上、御夜話過ぎて、毎夜の如く其夜も幸若九左衛門舞被仰付、九左衛門罷歸り、八つ時分御煩出し、早御正氣なく被爲見云々。前田三左衛門殿十二日朝の五つ時分葦毛の馬に乗り、唯一人小松御本丸御式臺前まで乗付けらる。人々は是は如何して聞被申哉と怪しみ申也。後被語は十一日の夜八つ時分に、以之外胸騒ぎして氣遣也。依之小姓申付けて町へ出し聞かするに何事もなしと。然れども合点不行に付いて食を申付くる内に、秘藏の葦毛馬を急ぎ水嶋まで遣し候へと申付け、又小姓を申付け、兎角小松の方無心許。犀川へ罷出聞候へと申付け、るに、良ありて罷歸り、香林坊橋の際へ參り、世間の様子聞き居ける處に、誰とは不知、黒色成物を着て飛脚のやう成るもの通りけるゆゑ、言葉懸け、道には何事もなき哉と問ふ。彼者答へ申すやう、小松様御煩也とて騒敷候と申よし、馳せ歸り申聞けたり。さればと思ひて、馬に乗り罷出る時は七つに少しま

はるかと思えたり。水嶋邊にて御不例の由飛脚に逢ひ、粟生と寺井との間にて御正氣被爲絶飛脚に逢ひ、彌、乘立て參りたるよし。何れも不思議の思ひをなしたり。とあり。按ずるに、香林坊橋際へ出で、世間の様子聞き居たりとあるもの、是所謂橋占といふもの也。夫木集卷廿一に家長卿、

おもひかねうらとふ橋よまさしかれ

世の人ごとをたのみわたらん

源平盛衰記卷十に云ふ。一條堀川の戻橋にて、橋より東づめに車を立てさせ給ひて、橋占を問ひ給ふ云々。一條戻橋といふは、昔安倍晴明が天文の淵源を極め、十二神將を仕ひけるが、其妻職神の貌に畏れければ、彼の十二神を橋の下に咒し置きて、用事の時には召使ひけり。是にて吉凶の橋占を尋ね問へば、必ず職神人の口に移りて善惡を示すと申す云々と。右の傳説に據れば橋占といふことは、安倍晴明より初りて、京都一條堀川の戻り橋に橋占てふ占問の術ありしが、諸國にても橋占とて占問する事とは成りたりけん。橋占の事は伴信友の正卜考の雜占の條にも記載せ